

# 山梨県公報

第二千七百三十七号

平成二十九年

十月十六日

月 曜 日

## 目次

### 告示

○保安林の指定の予定……………六八三

### 公告

○生活保護法に基づく指定医療機関の指定……………六八三

○生活保護法に基づく指定医療機関の指定……………六八五

○生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出……………六八五

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出……………六八六

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出……………六八七

○生活保護法に基づく指定介護機関の指定……………六八七

○生活保護法に基づく指定介護機関の変更の届出……………六八九

○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出……………六九〇

○大規模小売店舗の新設に関する届出(二件)……………六九〇

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………六九二

### 公安委員会

○指定講習機関の代表者の氏名の変更の届出……………六九二

## 告示

### 山梨県告示第三百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十九年十月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡身延町大島字柵葉六〇七二の一、六〇九一から六〇九三まで、六一〇二の一、六一〇三、六一〇四
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

## 公告

- (一) 立木の伐採の方法
  - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字柵葉六〇七二の一・六一〇二の一・六一〇三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。

### 生活保護法に基づく指定医療機関の指定

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成二十九年十月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

名称	所在地	指定年月日
たけい歯科	笛吹市八代町南二千六百二十八番地一	平成二十八年四月一日
あめみや調剤薬局	甲府市下小河原町三十番地七	平成二十八年十一月二十一日
双葉薬局	甲斐市下今井四十三番地	平成二十九年三月一日
フリヤ薬局	笛吹市石和町市部千七十八番地一	平成二十九年三月二十四日
ウエルシア薬局石和市	笛吹市石和町市部千九十番地一	平成二十九年三月二十

医療法人社団篠原会甲	なでしこ薬局	医療法人聖仁会すみ歯科医院	くろだ小児科・耳鼻科	守山薬局	あすなろ大月薬局	あすなろ武川薬局	あすなろ石和薬局	あすなろ巨摩薬局	あすなろ甲府薬局	アーク調剤薬局塩山中央店	フラワー薬局塩山市民病院前店	部店
中央市下河東三千四十六番地二	八 笛吹市石和町八田三百三十番地十	七十五番地 南都留郡富士河口湖町船津千七百七十五番地	甲斐市西八幡千九百三十九番地二	富士吉田市大明見六丁目十七番一	五 大月市猿橋町殿上五百八十七番地	地二 北杜市武川町牧原千三百六十六番	四十 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地	南アルプス市桃園三百四十番地二	内 甲府市宝一丁目九番一號読売ビル	地三 甲州市塩山西広門田四百五十九番	地五 甲州市塩山西広門田四百三十三番	八日
同	平成二十九年五月一日	七日 平成二十九年四月二十	平成二十九年四月三日	同	同	同	同	同	同	同	平成二十九年四月一日	

東花輪駅前小俣内科ク	独立行政法人国立病院機構甲府病院	ワイズデンタル甲府	ウエルシア薬局河口湖船津店	あしざわ薬局	もりの木こどもクリニック	クリニックまつおか	石山耳鼻咽喉科クリニック	ハートフル薬局甲府東店	ほそだクリニック	Mデンタルクリニック松野歯科	府脳神経外科病院附属山梨PET画像診断クリニック
中央市東花輪六百六十九番地二	甲府市天神町十一番地三十五	六番地一 中巨摩郡昭和町西条四千三百三十六番地一	二十八番地一 南都留郡富士河口湖町船津二千二百	甲州市塩山下於曾千三百八十番地	甲府市砂田町十番地二	一階 甲府市川田町九百三十三番地十八	甲府市向町二百六十七番地一	甲府市砂田町十番地二	甲府市長松寺町一番三三	甲斐市中下条二百四十九番地一	
同	平成二十九年八月一日	同	同	平成二十九年七月一日	日 平成二十九年六月十二	平成二十九年六月二日	同	同	平成二十九年六月一日	同	

リニツク		
いやま整形外科クリニック	南アルプス市古市場百七十五番地一	平成二十九年八月二十一日

● 生活保護法に基づく指定施術機関の指定  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術機関を指定した。  
 平成二十九年十月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鍼灸からだ元氣治療院 甲斐甲府店	甲斐市西八幡二千四百十八番地一	平成二十九年四月一日
リバーサイド整骨院	中央市山之神千五百二十九番地八	平成二十九年五月一日
あきやま治療院	甲斐市長塚六百十一番地十二	平成二十九年六月六日
ゆうしん整骨院 はりきゆうマッサージ こまち	韮崎市富士見三丁目六番十一号 笛吹市石和町中川四百九十番地赤 尾ハイツ一	平成二十九年七月一日 平成二十九年八月一日

● 生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により指定した医療機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。  
 平成二十九年十月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

名 称	所 在 地	開 設 者	変更事項
-----	-------	-------	------

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
院 国母眼科医	院 萩原眼科医	院 大田屋クリニツク	院 大田屋外科	院 甲府グリーン薬局	院 富士吉田市上吉田五丁目八番三号	院 大田屋外科	院 大田屋外科	院 甲府グリーン薬局	院 大田屋外科
	甲府市国母二丁目三番四十四号		富士吉田市上吉田五丁目八番三号	甲府市増坪町字阿原田五百七番地四	甲府市朝氣三丁目十八番五号	甲府市中央四丁目十番四号第二二栄ビル一階	甲府市中央四丁目十番四号第二二栄ビル一階	甲府市朝氣三丁目十八番五号	甲府市朝氣三丁目十八番五号
	医療法人ハギハラ	変更後 株式会社グリーンファーマシー	変更前 村野調剤薬局株式会社	変更後 株式会社グリーンファーマシー	変更前 株式会社グリーンファーマシー	株式会社洗心	株式会社洗心	株式会社洗心	株式会社洗心
	名称		開設者		開設者		開設者		開設者

変更前	変更新	変更前	名称及び開設者
変更新	変更新	変更新	変更新
変更新	変更新	変更新	変更新
変更新	変更新	変更新	変更新

● 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により指定した次の医療機関から、事業を廃止した旨の届出があった。  
 平成二十九年十月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
たけい歯科	笛吹市八代町南二千六百二十八番地一	平成二十七年八月三十一日
十字堂あめみや調剤薬局	甲府市下小河原三十二番地四	平成二十八年十一月二十日
アトム薬局本店	甲府市宝二丁目二十五番十号	平成二十九年二月二十日
飯野産婦人科医院	斐崎市本町二丁目十四番十二号	同
フリヤ薬局	笛吹市石和町市部千七十八番地一	平成二十九年三月二十三日
ウエルシア薬局石和市	笛吹市石和町市部千九十九番地一	平成二十九年三月二十日

部 店	所 在 地	廃 止 年 月 日
甲州リハビリテーション病院附属一宮診療所	笛吹市一宮町塩田七百四十一番地一	平成二十九年三月三十一日
あすなろ甲府薬局	甲府市宝一丁目九番一号読売ビル内	同
あすなろ大月薬局	大月市猿橋町殿上五百八十七番地五	同
あすなろ巨摩薬局	南アルプス市桃園三百四十番地二	同
あすなろ石和薬局	笛吹市石和町広瀬六百二十三番地四十	同
あすなろ武川薬局	北杜市武川町牧原千三百六十六番地二	同
守山薬局	富士吉田市大明見四百五十三番地	同
大房デンタルクリニック	甲斐市島上条七百十四番地一ニーバスビル二階	平成二十九年四月一日
医療法人聖仁会すみ歯科医院	南都留郡富士河口湖町小立千九百四十五番地	平成二十九年四月二十日
中川薬局石和店	笛吹市石和町八田三百三十番地十八	平成二十九年四月三十日
ほそだクリニク	甲府市長松寺町一番地三	平成二十九年五月三十一日
もりの木こどもクリニ	甲府市和戸町六百八十番地	平成二十九年六月十二日

ツク			
浅川内科胃腸科医院	甲府市山宮町千八百八十七番地二	平成二十九年六月十八日	
工藤眼科医院	甲府市徳行四丁目三番十七号	平成二十九年六月二十一日	
甲府共立病院	甲府市宝一丁目九番一号	平成二十九年六月三十日	
荻原整形外科・外科医院	南アルプス市古市場百七十五番地一	平成二十九年七月一日	
株式会社ウエノウエノ朝日薬局	甲府市朝日二丁目十三番九号	平成二十九年八月一日	

● 生活保護法に基づく指定施術機関の廃止の届出  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により指定した次の施術機関から、事業を廃止した旨の届出があった。  
平成二十九年十月十六日

山梨県知事 後 藤 斎

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
湯田整骨院	甲府市青沼三丁目十八番十号	平成二十九年二月二十 八日
あんまマッサージ指圧 ぬくいん	笛吹市御坂町成田二千七百二十四 番地二	平成二十九年三月九日
石和名倉堂接骨院	笛吹市石和町松本二百二十二番地	平成二十九年三月三十

		九十三	一日
山本整骨院	甲州市塩山上於曾千二百四十番地	同	
大澤整骨院	甲州市塩山上於曾千八百三十三番 地一	同	
柏木接骨院	富士吉田市松山五百三十番地一	同	

● 生活保護法に基づく指定介護機関の指定  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関を指定した。  
平成二十九年十月十六日

山梨県知事 後 藤 斎

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社栄進ケアサービス	西八代郡市川三郷町市川大門六千七百三番地一	水の郷居宅介護支援事業所	西八代郡市川三郷町市川大門六千七百三番地一	居宅介護支援事業	平成二十八年十一月一日
有限会社とまり樹	富士吉田市上暮地一丁目十八番三十四号	有限会社とまり樹	富士吉田市上暮地一丁目十八番三十四号	訪問介護	平成二十八年十二月一日
株式会社クスリのサンロード	甲府市後屋町四百五十二番地	山梨調剤センター薬局	中央市若宮二十八番地一	居宅療養管理指導	同





株式会社T・H ・G	甲府市中央二丁目十二番六号	株式会社T・H ・G	甲府市長松寺町七番地十三	事業所の所在地
合同会社アシストライフ	斐崎市龍岡町下條南割千五十三番地二十六	合同会社アシストライフ	斐崎市龍岡町下條南割千五十三番地二十六	主たる事務所の所在地及び事業所の所在地
株式会社ケアリンク	中巨摩郡昭和町紙漉阿原二千六百七十九番地七	デイサービスわかば	笛吹市石和町市部千九十九番地十	事業所の名称

● 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により指定した次の介護機関から、事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年十月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

事業者の名称	株式会社アトム薬局	事業所の名称	アトム薬局宝店	事業所の所在地	甲府市宝二丁目二十五番十号
主たる事務所の所在地	南アルプス市古市場六百二十一番地	事業所の所在地	甲府市宝二丁目二十五番十号	事業所の所在地	甲府市宝二丁目二十五番十号
医療法人銀門会	笛吹市石和町四日市場二千三十一番地	事業所の名称	アトム薬局宝店	事業所の所在地	甲府市宝二丁目二十五番十号
同	同	事業所の名称	アトム薬局宝店	事業所の所在地	甲府市宝二丁目二十五番十号
同	同	事業所の名称	アトム薬局宝店	事業所の所在地	甲府市宝二丁目二十五番十号

株式会社ワイエムピー	甲府市宝二丁目九番一号読売ビル内	ビリテーション	甲府市宝二丁目九番一号読売ビル内
同	同	あすなる石和薬局	笛吹市石和町広瀬六百二十三番地四十
セントケア山梨株式会社	甲府市大里町三千三百三十一番地一	セントケア富士吉田	富士吉田市下吉田五丁目二十二番一号北井四十五ビル二階

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成二十九年十月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	住所
ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田健 代表取締役 板倉寿景	東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (一) 名称 サンドラッグ山梨万力店
  - (二) 所在地 山梨県山梨市万力字原ノ前七十六番外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名



氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎 代表取締役 赤尾主哉	東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 平成三十年五月三十日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千九百九十二平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (一) 駐車場の位置及び収容台数
- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 収容台数 四十五台
- (二) 駐輪場の位置及び収容台数
- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 収容台数 十台
- (三) 荷さばき施設の位置及び面積
- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 面積 四十平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 容量 十二立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- (1) 開店時刻 午前九時
- (2) 閉店時刻 午後九時四十五分
- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (1) 数 二箇所
- (2) 位置 届出の図面のとおり
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

- 三 届出年月日 平成二十九年九月二十九日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年二月十六日まで

● 大規模小売店舗の新設に関する届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。  
平成二十九年十月十六日

一 届出者 山梨県知事 後 藤 齋

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社いちやまマート 代表取締役 三科雅嗣	山梨県中央市若宮五十番地一

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (一) 名称 いちやまマート上野原店
- (二) 所在地 山梨県上野原市上野原駅南土地区画整理地内七街区外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社いちやまマート 代表取締役 三科雅嗣	山梨県中央市若宮五十番地一

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 平成三十年六月一日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千九百二十四平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 九十八台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 六十台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 三十二平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 三十九立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(1) 開店時刻 午前九時

(2) 閉店時刻 午後九時四十五分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 二箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後六時まで

三 届出年月日 平成二十九年九月二十九日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年二月十六日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十九年十月十六日

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県知事 後 藤 斎  
富士吉田市上吉田字塩出ヶ崎三千四百五

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 ㈱サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番

の三の一部、三千四百五の四、三千四百五の五の一部、三千四百五の九、三千四百五の十三、三千四百五の十四、三千四百五の十五、三千四百五の十六、三千四百五の十七の一部、三千四百五の十八の一部、三千四百五の二十、三千四百五の二十一、三千四百五の二十七の一部、三千四百五の二十八及び三千四百五の二十九の一部の区域

二 公共施設の種類の種類、位置及び区域

公共施設の種類の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 富士吉田市上吉田三千四百五の三 株式会社伊藤開発 代表取締役 伊藤貴美

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百二十八号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、株式会社塩山自動車教習所から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十月十六日

山梨県公安委員会

委員長 尾 方 恵

一 変更後の代表者の氏名 萩原正夫

二 変更年月日 平成二十九年九月七日